

Title	長島尉信の田制史研究と土地所持権思想：幕末の一村役人の太閤検地論
Sub Title	Nagashima Yasunobu's land tax history and his thoughts of landholding : one village headman's view about Taiko's land survey, in the late Tokugawa era
Author	小室, 正紀
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1985
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.78, No.5 (1985. 12) ,p.512(62)- 534(84)
JaLC DOI	10.14991/001.19851201-0062
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19851201-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

長島尉信の田制史研究と土地所持権思想

——幕末の一村役人の太閤検地論——

小室正紀

1. 課題
2. 石高制解釈
3. 太閤検地観
『読史余論』への反論
天正検地分析
文祿検地分析
4. 石高制の日本田制史への位置づけ
5. 結——近世の太閤検地観と長島尉信の田制史観

1. 課 題

本稿の課題は、常陸国土浦藩領小田村の名主長島尉信〔天明元年（1781）～慶応二年（1866）〕が天保期から安政期に著した田制書・地方書を分析し、幕末の村役人的上層農民の田制史研究と土地所持権思想形成の関係を示すことである。

長島の土地所持権に関する考え方については、既に彼の税制論の一端を整理し、不十分なが、考察を加えたことがある。⁽¹⁾そこでは、長島が石高制の本来あるべき姿をどのように考えようとしていたか、という点を手掛りとして彼の土地所持権思想の析出を試みた。長島は、石高制の根本的特質は、領主の領知権（年貢収納権）が一定程度に限定された制度であることだと位置づけていた。そして、そのことを根拠として近世社会二百五十年の展開過程で農民が実質的に獲得してきた土地所持の権利を護り、また体系的に主張しようとしたところに彼の税制論の特質があった。

ところで、この時代に何等かの形で農民の土地所持権に係わる議論を展開したものは、一人長島のみではない。

長島の研究・著作への取組みが本格化する天保期は、各地でいわゆる藩政改革への動きが活発化していた時期である。外には対外問題の切迫、内には諸藩財政の深刻化。この状況に対して諸藩当

注(1) 拙稿、「幕末一老農の税制分析——常陸国、長島尉信の場合——」、『三田学会雑誌』Vol. 75, No. 3, 昭和57年。

局者や経世論者等は、改めて、領内の農業生産力の再掌握の必要性を認識し、再検地を初めとする農業政策の実行を唱導していた。例えば、長島が地方巧者として一時登用された水戸藩では天保11年から13年にかけて、また土浦藩では嘉永5年に藩政改革の一環として検地が実行されているのである。

このような諸藩当局の動きに対して、検地や農業政策のあり方をめぐって、この時期には様々な議論が展開される。それ等の中には、村役人層を中心とする農業経営者の側からの議論も見られる。しかも彼等の中には、近世社会の経過の中で培ってきた土地所持の権利意識に基づいた主張を展開する者も出てくるのである。したがって長島の問題関心も決して特異なものではなく、そのような幕末の村役人層農業経営者の思想の一形態と考えられるのである。また、それ故にこそ長島の思想は一考に値するものとも言えよう。

しかし、幕末上層農民に共通の問題関心から発したものとはいえ、長島の思想は、かなり特異で挑戦的な石高制の解釈に基づいて展開されたものでもある。そして、長島の思想を考える上で注目すべき点は、このような特異性にもかかわらず、長島の田制論は、ただ単に埋もれた「村学師」⁽²⁾の牽強付会の説に止まらなかったことである。彼の説は、船橋随庵をはじめ武士の間にも、また在地にも理解者を生みだしていたのである。

このように長島の主張が理解者を得ていたことについては、勿論、長島とその理解者との間の政治・経済上の利害の一致という要因もあろう。しかし、それと同時に長島の主張がある種の「論理的」「実証的」説得力を備えていたことも考えねばなるまい。そこで注目すべきことは、長島の税制史・度量衡史研究やそれを基礎とした歴史観ではないであろうか。これ等のものが彼の石高制解釈の正統制の主張や、その説得力といかに深く係わっていたか。この点が考察されねばなるまい。

さらに、長島の税制史研究の中でも特筆すべき点は、太閤検地観であろう。それは長島の主張が石高制解釈を基軸として近世社会の当為を論ずるものであるかぎり、「石高制」成立の契機としての太閤検地を長島が田制史上にどのように位置づけているかが当然一つの焦点となるはずだからである。

また、幕末のこの地域で、農政上の主張と関連して太閤検地に対する関心が高まっていたことについては、すでに、土浦の商人国学者色川三中をめぐる研究において中井信彦氏が鋭く指摘されているところでも⁽³⁾ある。そして、長島の場合にも、太閤検地研究は、近世社会成立に際して農民に保

注(2)「長島氏農書」の中で長島が用いている表現。長島尉信、「長島氏農書」、小野武夫編『日本農民史料聚粹』Vol. 2, 酒井書店, 昭和45年, p. 449。長島は、このように、自分が素人半分の「村学師」ではないという自負を持っていたが、それと同時に、現実経験に裏打されていない文人学者を「墨水練の学者」(『おたまき』巻六, 第二冊目・36帖表から裏——『おたまき』については注(5)参照——)と冷い目で見えており、自分は彼等とも異なるという自負を持っていた。

(3) 中井信彦「色川三中の香取文書調査について」、『古文書研究』, No. 23, 昭和59年。また、中井信彦「色川三中の黒船一件記録について、上・中・下」、『史学』Vol. 50 (記念号), Vol. 51, No. 1・2・3からも多くを教えられた。

障されたものが何であったのかを主張する論拠であったのではないかとと思われるのである。

さて、このような視点から本稿では、長島の税制史研究と土地所持権思想形成の関係を考察しようと試みるわけであるが、これは一人長島の場合にのみ適合する課題とは考えられない。近世後期の歴史学や考証学・度量衡研究の広汎な裾野を持った発展、また国学運動に見られる上層農民層の歴史への関心の高まり。このような学芸思潮の動きは周知のところであるが、そのような歴史的思考に対する関心の在への広汎な普及の持っていた一つの意味が、この長島の例を通して考えられるのではないであろうか。言うなれば、現実の問題から生まれた権利の主張と、田制史研究のごとき歴史学が上層農民レベルにおいてどのように結びついていたか。これが本稿の課題である。

以上のような視角から本稿では、まず簡単に長島の石高制定義を整理し、そこに込められている長島の土地所持権主張を見る。その上で、太閤検地論を一つの焦点としながら、長島思想における税制史・田制史研究の意義を示すこととする。

2. 石高制解釈

前述のように長島の石高制解釈については、旧稿で詳しく分析しているので、ここでは説明の都合上必要なかぎり簡単に述べることにする。

まず、長島の石高制解釈と通説との違いを示す次のような二文を見てみよう。

「今に田の高一斛・十斛と申を(俗吏は)は年貢の粃高と不⁽⁴⁾致、(収穫された)米と心得候より、取米五斗、取米五石と申を其田に産るゝ米の半分とる事と解し申にて候」(振仮名、()内の補足は筆者による。以下同断。)

「今の高は斂⁽⁵⁾るかきり輪すかきりの高ニ候へへ、高尅斛に粃尅斛かきりニ候、是を米にて斂候へ得は五斗ニ候」

この二文によれば、石高とは、通常いわれるごとく、田畑の公定標準生産量などではなく、租税額の限度そのものを粃付の穀物量で表示したもので、ということになる。例えば、田高1石というのは、通説では公定標準生産量が米1石ということであり、もし五ツ取りであれば租税額米五斗ということである。これに対して、長島説では高1石は、粃付で量った本年貢の限度額が粃1石(脱穀して米5斗)ということを表示していると解釈する。また「五ツ取」等の取箇は、個別条件を考慮し、この租税額を徴調整するための控除・付加係数と位置づける⁽⁶⁾のである。

注(4) 長島尉信「不算得失」, 龍本誠一編『日本経済大典』Vol. 41, 啓明社, 昭和5年所収, p. 275, なお本書は以後「不算得失」大典版と略す。

(5) 長島尉信『おたまき』[本編; 11巻3冊, 安政二年(1855)・文久二年(1862), 浄書本。別録; 1巻1冊, 安政三・四年(1856・57), 文久三年小泉吉利写本]小泉新氏(筑波町小田)所蔵, 巻八。第2冊70帖目表(以下2・70オと略す)。

この解釈の適用は、上記の例でも解る通り、すでに名請している石高当りの租税額そのものに変化を生ぜしめるものではない。したがって、長島説の眼目は、なによりも生産量と石高（租税額）の関係を原理的に切り離すことにあったと言えよう。

ただし、それでは長島は自説の「石高制」下の租税が生産力と全く無関係であると言っているかというところではなく、他方で生産量に対する一応の適正な税率を古今不変のものとして想定している。この適正税率は——詳しくは後述するが——周礼で「二十而五」(二十分の五のこと)と表現されているものであり、⁽⁷⁾基本的には収穫の $\frac{1}{4}$ の税率である。また通説の石高制の場合の標準的税率を「五ツ取」、すなわち $\frac{1}{2}$ とするならば、これはその半分の税率に当るものである。そして長島は、石高もこの「二十而五」の税率を一応の指標として定められたものだと考えるのである。

しかし、長島説では、この税率はあくまでも一応の指標に過ぎないことは、繰り返し注意しておくべきであろう。それは、生産力の変化に対する石高の非弾力性を、次のような二点で主張していることから明らかである。

第一は、村の田畑の面積を規準として村高の上限を定めている点である。これは「石盛相当」と「田畑相当」⁽⁹⁾という村高の上限設定の二つの考え方に表われている。その細かい概念については旧稿で分析したので繰り返さないが、要するに、村高は村々の土地生産力ではなく、絶対的な耕地面積により自動的に上限が定まるものであり、どんなに土地生産性の高い村であってもそれを越えるべきではない、という解釈である。

第二は、石高は知行地の生産力よりは、むしろ知行主の軍役負担等の財政規模を表わす概念であるという解釈である。例えば、正保四年の常陸の小野村の年貢割付の史料から、現実の蔵入額と知行高を比較し、蔵入が知行高相応の財政規模に必要な収入を上回っていることを算出し次のように評している。

「(蔵入高が)本高ニ增高八拾壱石也、如比取附ニてハ新田畑を改、まし高を欲するニハ及ハぬ筈なり」⁽¹⁰⁾

つまり、石高・村高は知行地の実際の生産力に相応して変化するものではなくて、むしろ地頭の財

注(6) この種の取箇、免についての議論は、長島耐信「田法大意」、小野武夫編『日本農民史料聚粹』Vol. 2, 西井書店、昭和45年、所収、巻1 (p. 262)、巻2 (p. 276)、および「不算得失」大典版、巻1, p. 259などにある。

(7) 長島は著作の随所でこのことについて述べているが、好例としては、前掲「不算得失」大典版、巻2, pp. 276-277。なお、周礼にはこの外にも「十而二」(?/10のこと)という税率もあったが、これも実質的には $\frac{1}{4}$ ではなく $\frac{1}{2}$ と同じだと長島は換算している。ただしその換算の方法は著作により多少違う。前掲「不算得失」大典版巻2では二通りの換算法を用いている。すなわち、一つは、「十而二」は村入用および諸課役を除いた税率であるという換算、もう一つは、「十而二」は収穫は生籾で量り、租税は乾籾で量った場合の税率であり、実質は $\frac{1}{4}$ であるという換算である。なお前掲「おたまき」ではすべて後者の考え方に統一されている。

(8) 前掲、拙稿 p. 250.

(9) 同上, p. 261.

(10) 前掲、「おたまき」巻四, 1・105ウ。

政規模を表すものである。したがって現実の蔵入が石高相応であるかぎり、新田畑の改出しなどは行うべきでないものと考えているのである。

以上のような長島の石高制解釈は、おそらく再検地という現実政治を十分に意識して展開されたものと思われる。水戸藩の天保再検地が日程にのぼっていた天保十年頃に執筆されたと推測される⁽¹¹⁾『田法大意』では、「止むことを得ずして検地行はんとする」⁽¹²⁾場合の方法として次のような点を主張している。すなわち、検地の目的は、いふならば不公平税制の是正に置くべきであり、したがって収穫を正確に把握しようとしたり、新田畑を打出したりするべきではなく、村高も旧来の貢納実績により定めるべきである、という主張である。

このように、現実政治を前にしながら展開された長島の主張と、長島の石高制解釈——石高制では領主の領知権は本来、生産量の把握にまで及ぶものではないという解釈——とは明らかに符合するものであり、そこに領知権の制限の対極としての農民の土地所持権の主張を見ることができるのである。

さて、それでは、この長島説石高制解釈を正当化するために、いかなる歴史的考察が展開されたか。まず、石高制を成立させた太閤検地に対する長島の視角と研究を見てみよう。

3. 太閤検地観

『読史余論』への反論

長島の田制史に関する叙述は、時代順あるいは問題別に整序されているわけではなく、断片的に、また一見唐突に他の叙述に混在しており、中心的論点ははなはだ掴みにくい。そのような長島の叙述の中に、彼の太閤検地観を考える糸口となる次のような箇所がある。

「竊^{ひそか}ニ云、御国ノ田一反三百六十歩ヲ以テ一千年伝ハリケルヲ、天正ニ改テ三百歩ノ一反ニ改メラルトカヤ、然レハ一年ノ一人食ヲトル制ノ内ニテ六十日ノ食ヲ殺クニ似タリ、依テ読史余論ニ比事ヲ挙テ大ニ誹ラレタリ、

愚按ルニ天正ノ一反ハ、イカニモ古ノ三百六十歩ヲ改テ三百歩トハン玉ヘトモ其一步ハ大尺ノ六尺歩ノ所由……(中略)……天正量地ノ法一反ノ積ヲ三百歩ニ縮シ玉フト雖トモ、大尺ノ六尺歩ナレハ……(中略)……是ヨリ出ル食ヲ以テ各天職ヲツトメ、豊カニ泰平ノ沢ヲ被ラシムル、方田丈量ノ法、恐ラクハ大古ノ法意ニ違フヘカラス」(『負喧談』⁽¹³⁾卷五)

この中で長島は、まず第一段で巷間の天正検地大增税説を紹介する。天正検地は課税単位面積で

注(11) 前掲「田法大意」巻四、p. 309 には「承応以来今天保己亥迄……」とある。天保己亥の年は天保十年である。ただし前掲「田法大意」附録物価通考、には「今天保十三年ニいたり……」とある。

(12) 前掲「田法大意」巻二、p. 263.

(13) 長島尉信「負喧談」五卷五冊、内閣文庫所蔵、収蔵番号183—175。なお以後本書を「負喧談」(内閣文庫版)と略す。

ある1反の実質面積を360歩から300歩に切詰めた大増税であったという説であり、この説の代表として新井白石の『読史余論』を挙げている。そして、これに対して、「愚按ルニ……」で始まる第二段で次のような反論を加えている。すなわち、度量衡の考証によれば、天正検地の歩竿は、実は⁽¹⁴⁾「大尺」であり、この歩竿で測った300歩は実質6尺歩の466歩余にも相当する。したがって、天正検地は白石が誹るような六十日の食を殺くような検地ではなかったし、また大古からの「法意」にも叶うものである、という反論である。

ところで、江戸時代後期になると、太閤検地を増奪・民害と批判している論著を捜すことは、それほど困難ではない。例えば、幕末に非常に広く読まれた頼山陽の『日本政記』などは、白石以上に太閤検地の300歩への切詰を厳しく批判している⁽¹⁵⁾。つまり長島が反論対象の一例として挙げた『読史余論』の太閤検地観は、当時、客観性がかなり広く認められていた説なのである。

それでは、何故、長島は、そのような白石流の見方に敢て異議を提し、天正太閤検地を背定的に再評価しようとしたのか。この設問に答えることが、長島の太閤検地観を分析する鍵となると思われるが、その際に注意すべきことは、長島が太閤検地を天正検地と文禄検地に大別し、各々に異なった評価を与えている点である。

例えば、先の『負暄談』からの引用文中でも、長島は太閤検地全体ではなく、専ら天正検地に問題を限定し、白石流の大増税説に反論していることに注目すべきであろう。⁽¹⁶⁾また『不算得失』の冒頭においては、現時の農政の根本問題の一つとして、

「天正・文禄の兩制相混じ用候法に候哉、乍、憚清明之御代に行ふ田法とは被、⁽¹⁷⁾申まじく……」と述べている。これは、天正・文禄の兩制の違いが明確に認識されないで農政が行なわれていることを問題点として指摘している部分だが、長島が、天正の制と文禄の制を違ったものとして把握していることを窺わせるものである。

このような点を考慮し、天正検地・文禄検地を長島がどのように分析し、各々にいかなる評価を与えているか、また何故に、天正検地のみ復権を論じているのか、これ等の点を次に考察することにする。

天正検地分析

天正検地に関する長島の視角は、二つに分けることができる。第一点は、課税の基本単位となる

注(14) 引用史料の(中略)とした部分で長島が行っている計算では、「大尺」は1間=7.48尺である。また「不算得失」巻1, p. 246には「大尺の1尺=1.25尺」、また p. 247には「大尺の1反=1反6畝から1反7畝」という記述がある。

(15) 頼山陽「日本政記」、『日本思想大系』Vol. 49, 岩波書店, 昭和52年所収, 巻十六。

(16) 『読史余論』の太閤検地への言及箇所は、実は秀吉の行なった検地全体を問題としたものである(新井白石「読史余論」、『日本思想大系』Vol. 35, 岩波書店, 昭和50年所収, 巻下, p. 435.)が、長島はそのうち天正検地にのみ問題を限定して白石に反論している。

(17) 前掲、「不算得失」(大典版), 巻一, p. 238。

田畑の反数について、歩詰・打出しがあったか否か、第二点は、天正検地以前の田制を貫高制とした場合、貫高制と石高制の間に税制の原理および施行形態に関し根本的変化があったか否か、である。

第一の歩詰・打出しの有無の問題は『読史余論』の太閤検地論への批判とも関連するものであるが、その実証については、最後の著作まで研究中の状態であり、明解な結論を出しているとは言いがたい。しかし例えば『おたまき』冒頭の次のような史料考証の部分から、長島の視角はおのずと窺える。

「香取宮大禰宜家並禄司代家所蔵文書 下総国銭高之事 十一郡田数貳万六千四百廿二町
六段貳百三十歩 銭九万二千四百七十九貫四百文 目銭貳千七百七拾四貫三百八十文
天文十辛丑年九月六日 憲房 花押

……(中略)……

聊揣摩の拙案、此文書は……(中略)……田数ハ和名抄に所載、天文の田にはあらず……(中略)……今の関州国分図高五十六万八千三百石を和名抄の田数に較れハ三倍余多し、或人和名抄の田は少く今の田数多きは国広く成たるゆへと、愚按然らず、いにしへの田量は度ゆるきゆへに(それと比較し今は)田数多し、……(中略)……本朝大古一町の田積……(中略)……を今の打つめ六尺四方一歩三千歩を一町とする制以て直せハ貳町三反貳畝貳分一厘二五と成る、則度短きゆえ歩数多し、歩狭く数の多き貳町三反貳畝余を以て、和名抄の少き田数貳万六千四百余を直せハ六万三千三百八拾町、今の石もり九ツを以高を求めハ五十六万石、関八州国分図下総国高に近し、以て今田数多きわけ案すへし」(「おたまき」⁽¹⁸⁾ 巻一)

ここで長島は『香取文書』中の一小史料の解釈によせて、まず10世紀の『和名抄』の下総国の田数(面積)を『関八州国分図下総国』(天保五年)⁽¹⁹⁾の石高から算出される田数とを比較し、過去九百年間の変化について考えている。『和名抄』の時代に比較し、なるほど天保時の面積は増大しているが、これは度の単位が変化し、『和名抄』時代の1町が天保期の2.32町余に名目上増大したからであり、その間に実質面積の増大はそれほどなかったはずだ、というのが、その要旨である。そして、このような名目面積の増大の歴史が問題となるのは、単位面積当りの租税額が減少しないかぎり、それは増税の歴史ともなるからである。

それでは、このような「歩詰・打詰」=増税が行なわれたのは過去900年のどの時代なのか。はたして天正検地の時なのか。長島は続けて次のように考証する。

「七国の田数和名抄に所載は
伊豆田貳千八百拾四町

注(18) 前掲「おたまき」巻一、第一冊八帖表から八帖裏。(以後、1・8オ～8ウ、と略す)

(19) 長島は『関八州国分図』と称しているが引用石高から考えて『天保郷帳』(天保五年完成)の国絵図と思われる。

長島尉信の田制史研究と土地所持権思想

……（中略、相模・甲斐・武蔵・安房・上総・下総・常陸の各々の田数を列記）……

以上八国田数合拾八万〇六百五拾七町 案、田数少なきハ度寛ければ也、いにしへの耆町田を今の式町式反式畝半とし、以て八国の田数を直せば四十万〇千九百六拾耆町八反式畝半に成、比耆反を今の制耆石にして四百耆万九千六百拾八斛式斗五升也

天正記太閤検地目録帳ニは、件の八州の高を合せ式百五拾万〇五千九百四拾二石也、宜合考⁽²⁰⁾
（「おたまき」巻一）

ここでは13世紀末の『拾芥抄』⁽²¹⁾所載の東国八ヶ国の「田数」（面積）をあげ、それを、前の考証例同様に、度の変化で換算し「今」の面積およびそれに相当する石高に直し、さらにそこに『天正記太閤検地目録帳』⁽²²⁾の石高を註記し、「宜合考^{よろしく}」えることを読者に命じている。この比較の意味を簡単にいうならば、東国八ヶ国の名目面積は『拾芥抄』から「今」までの五百年余の間に約2.2倍になったが、天正検地終了時点まででは、1.4倍程度であるということであろう。

さらに、この箇所につづけて長島は再び下総国の田数の考証に戻り、田禄の変化を諸史料より跡づけている。『和名抄』⁽²³⁾26450町、『拾芥抄』⁽²⁴⁾32038町、貫高制下の下総国軍役高368500貫文（貫高については後に述べるが、この貫高は石高に直して粗高368,500石相当、その面積は長島の計算例に従って換算して36,850町相当）等の史料を列挙し、再びその後『天正検地目録』の下総国粗高393,250石（39,325町相当）を註記し比較対象として引合いに出しているのである。

さて、以上の長島の下総国、および関東八ヶ国の耕地面積の歴史的比較考証を整理すると次のようになり。『和名抄』時点から天保五年までの間に、耕地面積は三倍余増加したと言われているが、実はこの内約2.3倍程度は度の変化による名目面積増大分、すなわち「歩詰・打詰」によるものである。それでは、天正検地の時にはどうであったか。天正検地の名目面積を見てみると『和名抄』時点に比べ約1.5倍、『拾芥抄』時点に比べ約1.2倍、また貫高制下と比べれば1.1倍弱。つまり多少の実質面積の増大も考慮すれば、天正検地の際にはそれほど大規模な歩詰が行なわれたとは考えられないのではないか。これが長島の視角であったと思われるのである。

第二の視角は、石高制と前代の貫高制との間の税制原理の異同如何である。長島は著作の全期間

注(20) 前掲「おたまき」巻一、1・10オ～10ウ。

(21) 長島は上記引用文中では「和名抄に所載」の田数としているが、ここに挙げている八ヶ国の田数は甲斐国以外は拾芥抄所載のものであり、和名抄の田数ではない。また、これにつづく記述でも長島はしばしば和名抄の田数と拾芥抄の田数を混同している。なお和名抄については、京都大学国語学国文学研究室編、『諸本集成 倭名類聚抄』外篇、臨川書店、昭和41年に記載されている田数と照合し、また拾芥抄については『増訂故実双書』第11巻、同上書編集部編、吉川弘文館、昭和三年所収のものと照合した。

(22) 『天正記』巻七、「前関白秀吉公御けん地ちやう乃目録」所載の石高である。なお『天正記』は慶長版古注字本九冊を参照した。

(23) 長島は大古の田数としているが、『和名抄』のものである。注(21)を見よ。

(24) 長島は『和名抄』の田数としているが、『拾芥抄』の田数の誤りである。注(21)を見よ。

を通じて様々な史料を集め、また参考文献を読み、再三再四、貫高制について言及しているが、この貫高制研究への執着の理由はおそらく次の一文が明示していると思われる。

「今の石高は貫法より来たる所なれば、先づさきの貫法の大綱を料し得ざれば今の石高の大目も解し得べからず」(「田法大意」卷三)⁽²⁵⁾

つまり、長島は、石高制の本質を把握しようという、かなり明確な目的を持って貫高制研究に取り組んでいたと言えよう。そして、この研究は、必然的に、貫高制から石高制への転換契機となった天正検地への評価を伴うものとなったのである。

しかし、この「貫法の大綱(原則)を料」すことは、長島にとってもなかなか容易でなかったようである。⁽²⁶⁾それは一つには、貫高制の事例が史料によりかなり多様であることによる。また一つには、当時の地方書・田法書が、長島の視角からすると、あまり参考とならなかった、ということもある。「前代貫高の事流布の田法書にも見ゆれ共、兎角明説無き」⁽²⁷⁾状況であったのである。このような貫高制研究の困難さを、長島は、最後の著作に到っても、「天正前は貫高なり、貫高意同じく法異なり容易に解しかたき処あり」⁽²⁸⁾(「おたまき」卷一)、と告白している。

したがって、長島は研究当初から、貫高制について確定的な解釈を下だしていたわけではない。彼の解釈は、様々な史料の考証を重ね、また当時の思潮から影響を受けながら、次第に自分の考えを整理していったものである。その過程については別の機会に扱うものとして、本稿では嘉永六年から安政二年頃に成立した「不算得失」⁽²⁹⁾以降の記述を、長島の解釈として完成されたものと見做し、それを中心に分析を進めることにする。

ところで長島の貫高制研究には、二つの柱がある。それは、前々段で挙げた史料の中の「貫高意同じく法異なり」という箇所にも象徴されているものである。この場合の「法」とは、現実の制度の施行形態であり、「意」とは、施行形態の背後に隠れている制度の原理である。つまり、長島の貫高制研究は、現実の貫高制の多様な施行形態を認識しながら、その一方で多様性の背後にある貫高制の原理を究明しようというものであった。

そこで、まず貫高制の原理を長島が最終的にどのようなものとして捉えようとしていたかを見てみよう。この問題を考えるのに、『不算得失』中の次の一文は好例である。

「天正の御時迄、諸家の禄秩は軍役の高の称に候処、天正より年貢の米高に直され候。其法前代の千貫文は、東鑑に見え候一反に五升づゝの課役を一斗に直し、夫を百文と致たるに候へば、一町

注(25) 前掲「田法大意」, p. 281.

(26) 貫高制の解釈や事例発掘は現在の研究に於ても諸説・諸例があり多くの課題が残されている。

(27) 前掲「おたまき」綱領, 1・5ウ。

(28) 同上書, 1・12オ。

(29) 「不算得失」大典版の成立時期については、「不算得失」中の次の記述より推定した。「此租穀は慶雲二年、距今千四百四十八年」(同書卷三)、「此制(弘仁式の撰=弘仁12年)立てより今一千三十四年」同上書卷三。

は一貫文、(中略)千町は千貫文、此^こ糶千斛に候、米に直し五百石、是は軍賦の高にて、租税の十分の一に候へば、此一進の(米)五千石は(米高での)年貢の高に候」(「不算得失」⁽³⁰⁾ 卷一)

ここで、長島は貫高制の原理を、「石高制」と比較し三つの点で把握している。第一点は、天正迄の貫高の「…貫文」という単位の意味である。上引の例では、「糶一斗に直し、夫を百文と致たる」、「千貫文、此糶千斛」とあり、1貫文=穀物量糶1石、という換算を行っているが、この換算の理由を次のように説明している。「永^こ壱貫文トハ糶^こ壱斛=替る名、永ハ^こ額なり、額の訓キリホ、今の糶と同理」(「おたまき」⁽³¹⁾ 別録)。つまり、貫高の「永…貫文」の「永」とは貨幣(永楽銭)の単位ではなくて、「額」という字が転化したものであり、糶付で量った穀物量の単位だと考えている。例えば「永一貫文」は本来「額一貫文」と表示すべきものであり、それは「糶一石(米5斗)」と同意別表現だというのである。

それでは、この貫高の表す穀物量はいったい何であったのか。これが第二の点である。長島はそれを文治二年の北条時政の施策に起源をもつ「租税の十分の一」の「軍賦の高」「軍役の高」であると考証している。貫高について、近世の地方・田制書では、地頭が上級領主に対して負担していた軍役量とする説と、地頭の収税額(蔵入)であるとする説とがあつたが、長島は明らかに前者の立場を取っていることになる。そして、長島の場合には、この軍役の額は租税収入の十分の一であつたと解釈しているのである。

第三点は、貫高制下の税率、すなわち収穫量に対する租税量の率、および石高制の成立に伴うこの税率の変化如何である。この点に関しては、「前代の千貫文」——すなわち、軍役高が糶千石のことで、租税はその十倍で糶一万石——の知行地(標準は「千町」相当だと言っている)が、天正以後の米高五千石(糶高にして高壱万石)になつたと理解している。別の表現で確認するならば、「一(町)⁽³⁵⁾より刈とる稲の年貢の米(標準は米五石)を五石代にて、⁽³⁶⁾壱貫文を高としたるを天正に改て米高五石とし、文禄に天正の米高五石を倍して糶十石を高としたる制今の高なり」(「おたまき」⁽³⁶⁾ 卷一)ということであり、標準的には、貫高1貫文の土地が、石高制で糶高10石になつたという解釈である。

ところで、石高制の租税額は、現実上の事例の標準を五ツ取とすれば、高10石に米5石であり、また長島説石高制の納税額の上限も高10石に米5石である。したがって1貫文が糶高10石に切替つたということは、貫高制下で蔵入が米5石であつた土地(1貫文の土地)は、石高制に切替つても蔵

注(30) 前掲「不算得失」大典版, pp. 245-246.

(31) 前掲「おたまき」, 別録, 15・オ。

(32) 長島は『吾妻鏡』文治二年十二月二八日二九日の条にある「段別五升」の「兵糧米」の記事によっているとされる。『吾妻鏡』第1冊, 雄山閣文庫第一部第三号所収, 雄山閣, 昭和11年, p. 198 参照。

(33) 例えば, 荻生徂徠の『鈴録』, 高倉胤明の『田政考証』, 大石久敬『地方凡例録』など。

(34) 例えば, 小宮山昌秀の『農政座右』。

(35) 本文には「段」とあるが, 前後の関係からこれは明らかに「町」の誤記である。

(36) 前掲「おたまき」, 1・12オ。

入米5石の土地(高10石の土地)であり、税額・税率の変化はなかったということである。

さて、これ等三点を総合するならば、長島の解釈は、貫高制と石高制は表示しているものが軍役量と租税額で確に違うが、税額・税率に関しては、両者の間には原理的には相違はない、ということである。

ところで、長島は、この解釈を裏付けるために、彼の多方面に亘る学問的能力を動員している。例えば、第一点に関しては、語源考証の知識を援用し、また第二点に関しては、『吾妻鏡』、『太平記』などを改めて読み直し、軍役の起源を考証している。特に、第三点の1貫文が高10石に切替ったという解釈のためには、『塩尻』、『続和漢名数』、『夏山雑談』、『玉露叢』、『編年集成』、『甲斐国志』、『群書類聚』所収の諸国の田文、などの刊行文献・史料中の記事を用いると同時に、様々な非刊行史料を採訪・閲覧し、実証に役立てようとしている。その主なものを示すならば、『楓軒文書纂』中の「吉田文書」・「井田文書」、常陸の諸村・諸地域の文禄慶長期の検地帳、「天正十五年・十九年信州伊賀羅庄銭納帳」、「慶長年中伊奈備前守年貢割付帳」、「石川氏文書」、「佐竹家知行割並感状」、「正木文書」、「慶長十二年田伏村貢納帳」、信州上田藩郡奉行上野氏示す貫高、「香取文書」、「慶長十二年那珂郡鳥子村年貢割付帳」等々である。

これ等の史料の利用形態は事例により様々であるが、そこには史料によるある種の実証精神も備っている。例えば『おたまき』巻三では、永禄六年の佐竹知行目録を史料として、貫高制から石高制への転換事例を析出しようとしている。⁽³⁷⁾長島は、まず佐竹知行目録中の仮名書の「おさかうや、あけしの、かりまの」等の地名が、長島の時代の新治都・筑波郡のどの村に該当するかを推定し、その上で各村の貫高を幕末当時の村高と比較している。この例では、比較の対象となっている村高が近世初頭のものではなく、その後幾多の変化を経た幕末のものであるにもかかわらず、妙なことに永一貫文が高十石に相当してしまい、かえって仮説の実証例とはならず、後の備考としている。しかし、この結果はともあれ、長島はこのような実証を重ねながら、仮説をより確かなものにしようと最後まで試みていたことは窺えるであろう。

さて、このような幅広い史料の猟渉は、必然的に、長島の貫高制解釈の第二の柱——歴史上の貫高制の施行形態の多様性の認識——に結びつくことになったと思われる。長島は上述の原理的形態の外に、実に多くの貫高の事例を分析しているが、それらは、大きく分類すれば四通りに分けることができる。

第一の類は、貫高は原理的型と同様に穀物量単位ではあるが、それにより軍役量ではなく、蔵入量を表示していた型。例えば、蔵入が粃1石(米5斗)ならば、それを永1貫文と表示するがごとき貫高である。⁽³⁸⁾

第二の類は、蔵入米量を米1石(粃2石)=永1貫文の割合で銭高表示したもので、これは『地方

注(37) 同上書、巻三、1・77オ～77ウ。

凡例録』などでは、貫高と区別し永高と呼ばれていたものである。⁽³⁹⁾⁽⁴⁰⁾

第三の類は、蔵入が粃五石の所を永1貫文と表示する貫高である。この型については、最終的解釈は下だされていないが、畑方穀物の永楽銭による定値段(石代)が、そのまま蔵入穀物量全般を表す単位に流用されたものではないかと推測している。⁽⁴¹⁾

ところで、以上の三つの型は、永一貫文がどのくらいの穀物量の単位なのか、また貫高が蔵入量を表示していたのか軍役量を表示していたのか、という点で原理的型と違うだけであり、いずれの場合も実は実質的な税額・税率に関しては原理的型と異なるものである。これに対して、第四の類は、税額・税率そのものが原理的型と違う諸例である。すなわち長島は、土地の生産力と、その土地の貫高との関係が原理的型とは違う諸事例が多数あることを発見していったのである。その認識を長島は次のように表している。

「(天正検地の際には)式町三町の広き田は、前に耆貫文といひし土地を廿石三十石にも直し、また狭くて名へ前の耆貫の土地なれ共、其実五六人食を出し得ざる麓土地は三石四石にも直したるへし、一説に天正の石直しは国の遠近・海運の可否・価の低昂に拠ると謂はれしハ背かたき説也」⁽⁴²⁾「おたまき」巻一

つまり、天正以前の貫高は実に不統一であり、一貫といっても一方で三町もの土地もあれば、他方では五、六反以下の土地もあった。「多くは経界を漫にし、互に呑噬致し、其田の広狭きはまりあるべからず候」、⁽⁴³⁾といった状態であったのである。天正の検地こそは、それを統一して石高に直したのだ、と長島は認識していたと言えよう。

以上のことから長島の天正検地観を纏めると次のようになる。天正検地に際して、名目面積は十三世紀の『拾芥抄』時点に比べても1.2倍程度にしか増大しておらず、歩詰はほとんど行なわれなかった。また前代の貫高制と石高制の間に、税額・税率の変化は原理的にはなかった。ただし、貫高の基本原理はそうであっても、貫高制の現実の存在形態は実に雑多であり、税率・税額に関しても、基本原理とは大きく掛け離れたものが多かった。それは長島の言葉を借りるならば、「貫法出入不同有」⁽⁴⁴⁾「貫称出入不同ある」⁽⁴⁵⁾ものであり「嚴法立タサル」⁽⁴⁶⁾「濫制」⁽⁴⁷⁾であったのである。

注(38) この型については、例えば、前掲「負暄談」内閣文庫版、巻五、4帖目裏から6帖目表(以後5・4ウー5・6オの如く略す)の信州伊賀羅荘天正十五年銭納帳;長島尉信「負暄談」、龍本誠一編『日本経済大典』Vol.16,啓明社,昭和3年,所収p.595,(なお本書は以後、「負暄談」大典版と略す)の正本文書、吉田文書による分析;前掲「おたまき」巻一、1・9ウー10オ,の香取文書による分析などがある。

(39) 大石久敬「地方凡例録」、大石慎三郎校訂、近藤出版社、昭和44年、巻一下、pp.34-37。

(40) この型については、例えば前掲「おたまき」巻一、1・9ウー10オで香取文書を用い分析。

(41) この型については、長島尉信「不算得失別録」、安政三年、京都大学国史研究室所蔵、巻二(なお本書は以後、「不算得失別録」京大版と略す)の信州上田藩の貫高の考証に際して言及されるのが一例。

(42) 前掲「おたまき」、1・12オー12ウ。

(43) 前掲「不算得失」大典版、巻一、p.246。

下々田九反大五拾六歩

田合五町貳反大五拾六歩

右上田一町六反大四十二歩ハ天正ノ検地也、二丁六反七畝七歩ハ文禄ニ更ル所、惣シテ五丁二反小五十七歩ハ天正ノ歩数一万八千八百九十七歩ナルヲ、文禄ニ此帳ハ下々田ハ天正ニ任セ(中略)、文禄ノ八丁三反一畝廿七歩ノ歩数ハ二万四千九百五十七歩、是ヲ天正ノ歩数ニ較レバ天正ノ歩数ヨリ六千〇六十歩^{二丁〇二畝也}ヲ増タリ、コノ増加アル故ニ西州ノ人ハ文禄ノ畝ほし検地ト謂フ也、如此増加スレハ(中略)天正ノ田一万ハ文禄ニ一万五千八百五十歩、從テ税租ヲ増ハ其国高五六万斛マシタルヘシ」⁽⁵⁰⁾

ここで長島は、香取文書中の縄打帳を史料として文禄検地について考えている。この縄打帳は天正十九年のものであるが、帳の奥にある上・中・下田ごとの総計面積の横に、どれも約1.6倍の面積が各々傍注されている。この傍注を長島は文禄検地の際の書込みと考え、そこから文禄検地の施行形態を推理している。つまり、文禄検地の時には、天正検地の縄打帳を基にして、帳面づらで1反を1反6畝ほどに算術的に増加し、大增税が行われた、と考えたのである。そして、この見解は、この後、『不算得失』を経て、最後の『おたまき』でも踏襲されており、長島の文禄検地に対する最終的な評価となっている。

さて、以上のように、天正・文禄の両検地に対する認識・評価を見てみると、何故に長島が『読史余論』流の太閤検地に敢て反論しようとしたか、は明白であろう。

文禄検地では、香取文書に見たように、大変な歩詰めが行なわれた。そのために一括して太閤検地を考えた場合には、この大增税の歴史に隠れて太閤検地のもう一つの側面が看過されがちである。この側面を理解するには、大增税の面がまだなかった天正検地を復権し、正当に再評価しなければならない。これが『読史余論』流の太閤検地観に対する長島の反論の意味であったのではないだろうか。

このことは、天正検地分離再評価と文禄検地大增税説が軌を一にして展開されはじめることから裏付けられる。文禄検地大增税説は前述のように内閣文庫版『負喧談』に始るものである。ところが、この著作は同時に『読史余論』流の太閤検地大增税説に反対し、天正検地の分離再評価を試みた最初の著作でもあるのである。この展開時期の一致に、長島の文禄検地観と天正検地観の関係を読み取るべきであろう。

それでは、このような文禄検地の大增税にもかかわらず、長島が評価したかった太閤検地の一側面とは何なのか。実は長島は文禄検地のみならず、天正検地に対しても、見方によっては否定的評価を下だしている面もないわけではない。なぜなら、香取文書中の史料でも読み取っているように、

注(50) 前掲「負喧談」内閣文庫版、5・13ウー15ウ。

文禄の増税には天正の縄打帳が利用されているのである。「(天正検地は広く平均であったので、縄打が速に済だが)これ与へて奪ふの術を施したるなり、果して文禄の検地にえぼしをきせて奪れたり⁽⁵¹⁾」(「おたまき」巻一)と長島は子孫に警告している。つまり前述のような背定的評価をしていた天正検地に対してさえも、田地を正確に把握される検地というものの危険性を十分に承知していたのである。それにもかかわらず、評価したかった太閤検地の一側面とは何か。それこそ、第二節で述べた「石高制」の成立を措いて外にないであろう。

石高制以前の貫高制下では「諸豪首功を貴び蚕食を事とし、利のみこれみる風俗にて、各国私の制行はれ⁽⁵²⁾」ていたのである。それは、貫高の雑多な施行形態の下で領主の恣意性が大きな力を持っていた状況であった。これに対し、太閤検地で成立した石高制は、次の如きものである。

「天正文禄の御時、豊公宇内の田畑を正し給ふ命を奉じ行へ候大谷長束輩の制意の淵底は、御国制の実に協ふ処に可⁽⁵³⁾有之候(中略)そこで定められた)高は地頭蔵入のかぎりを申に候へば、下もまた貢上るかぎりを高と申、一斛より一斗一升一合の小々迄かぎりをつくし、かくさず覆はず相称し候は、神国の明制たる所に候⁽⁵³⁾」(「不算得失」巻一)

つまり、大増税の負担と引替えるような形で行なわれた天正・文禄の検地の持つ重要な意味は、前述のような貫高制下の領主の恣意性を廃し、地頭の蔵入の限界と納税の限界——それは、第二節で述べたように、生産力の変化と直接連動するものではない——を石高・村高により明示したことである。この点こそ「これ程明々赫々たる制はあるまじく候⁽⁵⁴⁾」といった贅辞をもって長島が評価した太閤検地の一側面と言えよう。

ところで、長島は、この太閤検地評価の文言の中で、租税額の限度を明確に定めた、ということとともに、それが「御国制の実に協ふ」ということ、あるいは別の言葉を引くならば「御国の田制相伝はるにて候得ば、文禄の制、自ら制意に帰したるに候⁽⁵⁵⁾」ということを行っている。すなわち、ここで成立した石高制が日本の田制史の正統な姿であるということをもう一つの評価点としている。そこで、節を改め、次に「神国の明制」たる石高制の成立を、長島が日本田制史上にどのように位置づけていたかを考察してみよう。

4. 石高制の日本田制史への位置づけ

長島尉信は、石高制成立以前の日本田制史に二つの大きな転換点を想定していたと考えられる。

注(51) 前掲「おたまき」、1・14ウ。

(52) 前掲「田法大意」巻三、p. 287。

(53) 前掲「不算得失」大典版、pp. 238-239。

(54) 同上書、巻二、p. 306。

(55) 同上。

第一の転換点は、大宝律令の成立であり、その画期的たる由縁を次の如きものと考えていた。

「上古も今も常とする処は、某田は幾束刈、此田は幾代、彼田は幾斗蒔など称して、段畝幾許と云は少し、是刈とる稲の多少を直に其田の広狭して明す也、(中略)かくの如く正しき習はしなれば、別に巧智を以て段畝歩長横何と量りきはむるには及ぬ事なるべきに、大宝の昔量ずに置ことならぬ世と成たるにや」(『負喧談』大典版、上巻)⁽⁵⁶⁾

大宝以前の上古の時代には、生産量そのもので個々の田畑を考えていたが、大宝を機として「量ずに置ことならぬ世と成」ったというのである。

ただし、同時に長島は、大宝律令で定められた町・段の測地法は、それほど厳密なものではなく、一つの「極」⁽⁵⁶⁾すなわち一規準に過ぎないものであり、律令下の現実の測地の施行形態は「索を入はかり極めたる一段にてはなく、稲を出す処一年の食に足る処を一段とせられたる事なるべし」というようなものであったと考えてはいた。

しかし、このように、測地の際に生産量を斟酌し、面積を加減したとしても、所詮その生産量とは、ある耕地の平均生産量でしかあり得ない。つまるところ、課税規準として一定の固定的面積が一筆毎の耕地に付されたのである。その意味では、大宝律令は、やはり「量ずに置くことならぬ世」への転換契機であったと長島は認識していたのである。

ところで大宝律令により税制は租庸調の制度となるわけだが、この税制に対する長島の評価は、次のように否定的なものであった。

「租庸調の事、令の義解の文、殊の外美事に候へ共、其实稻の御国にて、稻少きかの国の制に拗給ふては、御国のよろしきに協はざるかにて、永久行はれず候はことわりに候、当今唐の租庸調の法を書冊の上に読候て、美政と被申候は、実地をしらぬ人のそら言に候」⁽⁵⁷⁾

近世後期には、租庸調に関して、それが軽租であったことを考証して称賛する論調がかなり盛んであった⁽⁵⁸⁾。それに対して、長島は、それは「実地をしらぬ人のそら言」だと異議を提しているのである。例えば、『おたまき』や内閣文庫版『負喧談』において、長島は、租庸調制は、なるほど租に限れば軽税に違いないが、その分、庸調に当る諸課役が多かったと考え、つまるところ、租庸調を合計すれば「石高制」と同率の四分の一の税率であったと分析考証している。したがって、この制度は、決して軽税ではなく、ただ税制を複雑にしているだけだと考え、次のように述べている。

「その(租庸調の)定め密なれ共止る所は錢か米に交易して上納す、其止る所今の高耆斛の役と同

注(56) 前掲「負喧談」大典版、上巻、p.548.

(57) 前掲「不算得失」大典版、巻1、p.239.

(58) 例えば、本居宣長「秘本玉くしげ」、『本居宣長全集』第八巻、筑摩書房、昭和47年所収、p.338; 武君立平「観農策」、龍本誠一編『日本経済大典』巻三十二、啓明社、昭和4年、pp.668-669; 色川三中「田令図解鈔」、『日本経済大典』巻四十五、p.190 など。

(59) 例えば、前掲「おたまき」巻一、1・12オ.; 「負喧談」内閣文庫版、巻四、4・8ウー11オ。

しく、止る所は米と錢と又種々の課役を出すことわり相似て、畢竟繁雜の法也⁽⁶⁰⁾（「おたまき」巻六）つまり、租庸調の制は、米稻生産が少なく、様々な形で徴税をしなければならなかった唐の制度に倣ったもので、繁雜の法であり、日本の国勢に適合していなかったと捉えるのである。

ところで、「繁雜の法」に対する長島の否定的視角は、長島の時代の現実税制の問題点との類比に基くものと思われる。そもそも、最後の著作『おたまき』の主題の一つは、「慶長以来ノ税法簡ヨリ密ト成リ、後失ト成ルアラマシヲ粗アツメ十卷トシ……」⁽⁶¹⁾とあるように、簡単な明制として成立した石高制が、次第に複雑化し、本来の長所を失って行く過程を批判的に分析することであった。その記述によれば、例えば、長島が名主を勤めた小田村では、本途以外の細い諸課役が実に23種類にも上っていた⁽⁶²⁾。このような税制は、本途自体は軽くみせておいて「陰ニ重ク取」る「陰謀詐術」⁽⁶³⁾である。また税制がこのように「痴密」な姿となったのは、「めったニ下民の手ニてさぐり兼候様に⁽⁶⁴⁾と黠吏⁽⁶⁵⁾は考たる事」が原因である。つまり、複雑な税制というもの、⁽⁶⁶⁾「下民を愚弄かしたる」⁽⁶³⁾「陰謀詐術」になりやすい。長島には、田法というものは、⁽⁶⁷⁾「簡にして民に近」く「法密ニ成りて返つて民に遠」⁽⁶⁷⁾いものであるという経験と信念があったのである。そして、租庸調を繁雜な法で日本の「よろしきに協はざる」制度と考えた長島の視角は、明らかにこの経験に基づくものである。

このような欠点の故に、田制上の第二の転換が起るのだと長島は考える。それは『弘仁式』の解釈を基にした次のような見解である。

「我 神国はもとより稻の国なれば、稻の年貢を唐の様⁽⁶⁸⁾に少くとりては上下俱に應せず、よつて弘仁ニ十而二をとる制にあらため給ふ」（「おたまき」巻六）

つまり、繁雜な租庸調の制度に代つて、弘仁（9世紀）に米を中心に単純化して「十而二」という税率で徴税する制になったのである。

ところで、この時に明確化した「十而二」すなわち $\frac{1}{5}$ という税率については、長島は三通りの解釈⁽⁶⁹⁾を変遷しているが、最終的には、「十而二」も実質的には「二十而五」と同税率であると考えて

注(60) 前掲「おたまき」巻六、2・33オ。

(61) 同上書、別録、4オ。

(62) 同上書、巻七、2・48オ—63オ。

(63) 同上書、別録、13オ。

(64) 同上書、巻一、1・16オ。

(65) 同上書、巻一、1・23オ。

(66) 同上書、巻五、2・3ウ。

(67) 同上書、綱領、1・1ウ。

(68) 同上書、巻六、2・33オ。

(69) 前掲「負喧談」大新版、上巻、pp. 559-560では、延喜弘仁頃は「十而二」($\frac{1}{5}$)であったが後に柝の変化で「二十而五」($\frac{1}{4}$)に増税されたと解釈していたが、前掲「不算得失」巻二、pp. 277-278では、「十而二」は本税のみ、「二十而五」は本税と賦を合計したもの、という解釈と、本文に説明している生籾・乾籾の違いで両方ともに $\frac{1}{4}$ という解釈が使分けられている。長島尉信著「不算得失 別録」、安政三年、(京都大学国史研究室蔵)以降は、専ら生籾、乾籾説をとり税率は変化しなかったと解釈する。

いる。税率「十而二」は、生粳状態で量った収穫量に対する、乾粳状態で量った租税量の割合であり、これは、収穫量も乾粳状態で量れば「二十而五」と同じ $\frac{1}{4}$ の税率になるという解釈である。

しかも、この $\frac{1}{4}$ という税率は「租を斂るかぎりは、和漢古今諸侯は十而二、今は二十而五をとる。十而二は生粳をとるの事、二十而五ハ乾粳をとるの事也」など⁽⁷⁰⁾と随所で述べられているように、時・場所の違いを越えて「和漢古今」に適用されてきた「租を斂るかぎり」だと考えられている。それは周礼の時代にも存在が確認できるものであり、また前述のように大宝律令下の租庸調も繁雑の法ではあるが、単純化してみれば、この税率である。さらにまた、第二節で述べたように、石高制も $\frac{1}{4}$ の税率を一応の基準とするものであったし、貫高制も原理的には石高制と同じく $\frac{1}{4}$ の税率であった。⁽⁷¹⁾

ところで、この税率を考える際に、常に平行して考察されているのが度量衡史である。度量衡史は田制史を考える一補助学であるばかりでない。長島は、和漢古今の度量衡の中には、自然的秩序が反映していると考えていた。

「(和漢の) 度量生々ノ理リハ、天地人物自然ノ数ナレハ、古今万古後世生々ノ理リニ背ク度量ハ行フヘカラサル事也、生々ノ理ニ協ハサレハ、人ト世ノ宜ニ協ハス、遂ニ上安カラス、下乱ニ至ル」⁽⁷²⁾
 (「負喧談」内閣文庫版、巻一)

つまり、度量衡の原器は、人間の体・食・力や穀物・稲の大きさや量などの天地人物自然の単位であり、またそれに協わないものは普及性を持たないという視角である。

そして、この度量衡における自然的秩序は、田制における自然的秩序の存在の傍証として長島には意識されていたと言える。田制もまた「今の人をやしなう稲、むかしの人を養候稲にかはりなく候へば、御国制も又相同じく、人と物によろしき処を行ふより外に法はあるまじく候」とあるように、人と稲とに基く自然的秩序を外れることはできないと見られているのである。内閣文庫版『負喧談』では、全五巻中、実に四巻が専ら度量衡考証に向けられているが、長島の場合には、この考証への執着は田制の自然的秩序の証明ということと意識の中で密接に結びついていたと考えるべきである。⁽⁷³⁾

この点を考え合せれば、和漢古今の諸制度に経験的に発見される「十而二」「二十而五」という $\frac{1}{4}$ の税率は、あらゆる田制・税制が無視し得ない税率の自然的秩序であると、長島は考えていたと言えよう。そして、弘仁式に見られる田制の変化とは、米を中心に単純化した計算で、この $\frac{1}{4}$ の税を賦課するという日本の国情に適合した「我 神国」の制の成立だと考えているのである。

注(70) 前掲「おたまき」巻一、1・16オ。

(71) 例えば、前掲「負喧談」大典版、巻下、p.578, p.618; 前掲「負喧談」内閣文庫版、巻四、4・11オー11ウ; 前掲「不算得失」大典版、巻二、pp.276-277; 前掲「おたまき」巻一、1・18ウー1オ、などで考えている。

(72) 前掲「負喧談」内閣文庫版、巻一、1・48ウー49オ。

(73) 前掲「不算得失」大典版、巻一、p.239。

さて、この弘仁の税制と同じ原則を長島はその後の延喜雜式⁽⁷⁴⁾にも、また知人色川三申⁽⁷⁵⁾が提示した長祿中の「源為憲郷所選の口遊」にも読み取っているが、弘仁以後は税制原理上の大きな転換点がなく、つまるところ、前述の貫高制の時代に繋がるのである。そして、「濫制」たるこの貫高制を統一し、かつ和漢古今不変の「十而二」「二十而五」の税率を一応の規範としながら、石高により、生産力ではなくて、徴税・納税の限界を明示したのが石高制ということになる。

さて、以上のように整理してみた時、長島の田制史を貫く相互に関係した二つのライトモチーフが聞えてくる。その一つは、 $\frac{1}{4}$ の税率のような、田制史を貫く和漢古今不変の自然的秩序への関心である。そして、もう一つは、田制における人為的制度の確立とも言うべきものである。

例えば、太閤検地による石高制の成立を評して、長島は次のように述べている。

「高のかぎりを輪させ高の限りを取、⁽⁷⁶⁾文録制是なり、〔とる限りを取ハ制なり、とるましきをとりざるも制也、土に任せてとるハ大制なり〕」(「おたまき」別録、〔 〕は割註)

つまり、高のかぎりを徴税し、また納税する太閤検地の石高制とは「制」ではあっても、「土に任せてとる」すなわち生産量に応じて徴税をする「大制」ではない、ということである。そして、この「大制」から「制」への変化の第一歩を、長島は既に田制史の第一の転換点・大宝律令の時にまで遡って認めていたことを思い起すべきである。「大宝の昔量ずに置ことならぬ世に成たる」ということは、取りも直さず「土に任せて取」り、田畑の面積を考えなくても良かった「大制」の世は、この時に続け得なくなったということである。長島は何等かの取決めを「制」として定めなければならない時代が、そこで始まったと捉えていたと言えよう。

このように、大宝に始った「大制」から「制」への変化は、弘仁に国風「制」度化され、さらに太閤検地により画期的新段階を印すと考えているのである。石高は、一応は和漢古今不変の $\frac{1}{4}$ という税率を前提とはしているが、もはや生産量の領主による把握ということからは実際上も、原理上も、切離されたものである。そこに表示されている高は、徴税・納税の限度額たる「高のかぎり」に過ないのである。

なるほど、「制」は、もう一つの長島の田制史のライトモチーフたる自然的秩序とか、国勢に合致していなければ成立しないし、また成立したとしても永続はしない。しかし、「制」はもはや「大制」すなわち自然そのものではない。いふなれば一定の人為的社会的取決めの上に成立しているものである。そして、太閤検地による石高制の成立とは、文禄検地という大変な負担を伴いながらも、そのような社会的取決めを明確にし、領知権の限界たる「高のかぎり」を定めたものなのである。

注(74) 前掲「負喧談」大典版、上巻、p. 559.

(75) 同上書、上巻、p. 571.

(76) 前掲「おたまき」別録、18才。

長島は石高制の「神国の明制」たる由縁をかかるところに見ていたと言えよう。

5. 結——近世の太閤検地観と長島尉信の田制史観——

太閤検地観に注意を払いながら長島の田制史観を考察してきたが、近世においては太閤検地に関する言及・考察は決して珍しいものではないし、また幕末になって初めて出現したものでもない⁽⁷⁷⁾。本稿を結ぶにあたって、そのような近世の様々な太閤検地への言及の中から、一定の歴史観を備えた二つの系統の太閤検地論を選び、それ等との比較を通して長島の田制史観を位置づけることとする。

その一つは新井白石の『読史余論』の系統の観点である。『読史余論』は周知のように、藤原摂関制の始りより家康の江戸開幕に至る武家政権成立史であり、その必然性と不可逆性を論じた書である。白石は、その最終項で、豊臣政権盛衰の必然性を叙述しているが、そこで太閤検地に言及し、それを民を苦しめた大增税と断じている⁽⁷⁸⁾。ここでの仁政的倫理規準からの太閤検地に対する白石の否定的視角は覆うべくもない。

しかし、史書『読史余論』の特質は、この太閤検地の体制が悪しき「遺風」として徳川政権にまで継承されていることを指摘しながらも、それが徳川政権の正当性を何等揺がすものであるとは考えていない点である。つまり『読史余論』では、主体の作為を越えた時の勢の存在という白石の歴史哲学により、徳川政権の太閤検地継承が免罪されながら、一方で太閤検地に関する客観的認識と仁政的倫理規準からの評価が貫かれているのである。そして、長島との比較の上で注目すべき点は、白石自身は——『読史余論』の歴史主義に影響された後の思想の場合はさておくとして——仁政の担い手になる封建治者以外には、太閤検地体制下の重税という現実に対して能動的に働きかけ得る歴史主体を想定していないことである。

この点に関しては、頼山陽の『日本政記』も同様な太閤検地観と言える。『政記』大尾巻末の論賛で、山陽は律令下の租庸調制が軽税であったこと、それが足利政権以降次第に過重化し、太閤検地で極限に達し民の膏血を浚ったこと、またこの虐政の故に豊臣氏は滅びながらも、太閤検地体制そのものは勢を制するものとしての徳川政権に継承されたこと、そしてそれ故に現今での減税の可とすべきことを論じている⁽⁷⁹⁾。白石と違い山陽の場合には、徳川政権そのものの正当性を守ろうという視角はないし、また封建制遂行主体の可変蓋然性さえも示唆しているが、やはり、太閤検地体制下の重税への対処主体としては仁君以外は視野に入っていない。

注(77) 例えば、小宮楓軒は『農政座右』巻二で太閤検地に関する近世初期の言及を国別に整理している。楓軒によれば、既に17世紀前半に毀誉両面からの評価が行なわれている。小宮山楓軒、「農政座右」、龍本誠編『日本経済大典』巻32、啓明社、昭和4年所収、pp.342-351。

(78) 前掲『読史余論』巻下、pp.429-431。

(79) 頼山陽、「日本政記」巻16、植手通有枝『日本思想大系』Vol.49、岩波書店、昭和52年、pp.456-457。

ところで、長島の田制論が、第二節で述べたように、石高制の成立に領知権の限定と農民の一定度の土地所持権の獲得を認めようとするものであるかぎり、長島の場合には、土地所持権獲得の当事者としての近世農民に、歴史における一半の主体性を想定しているはずである。この点について、本稿では十分に触れることはできないが、『おたまき』の主題の一つは、文禄・慶長から享保に至る常陸を例とした、近世村落の成立史でもある点に言及しておく必要がある⁽⁸⁰⁾。『おたまき』では、近世初頭の村の形成、石高の決定は、封建領主により上から一方的に定められたものとは考えられていない。領主に対する対抗力として、村に結集した農民がしばしば想定されているのである。ある時は一揆騒擾の威嚇により、⁽⁸¹⁾ある時は農民の狡智により、⁽⁸²⁾ある時は名主の犠牲的献身により村の対抗力は大きくなり、またある時は「今のアメリカ合州国に相類し村内一和せざるゆえ」⁽⁸⁴⁾に対抗力は小さくなる。『おたまき』は、近世村落の成立史を、このような領主と村の双方の力の均衡の上に考えようという視角も持っているように思われる。したがって、長島の田制史観は、白石や山陽⁽⁸⁵⁾とは違い、少なくとも太閤検地とその後の近世村落形成の一方の当事者としての農民の主体性を組み込んだものである。

さて、近世におけるもう一つの注目すべき太閤検地論は、本居宣長が『秘本玉くしげ』で展開している系統の論説である。宣長の説くところは、律令下の租庸調では軽かった租税が、戦国時代の臨戦体制のために次第に重くなり、太閤検地はこの重い貢租を固定化したものだ、というものである。したがって、宣長は、太閤検地を「自然の勢」として継承した徳川体制も極めて過重な年貢を農民に賦課しているものだ⁽⁸⁶⁾と規定する。そして、宣長の農政論の特質は、この認識を領主の作為する仁政への期待に結びつけないことである。

「世ノ中の事は、いかほどかしこくても、人の智慮工夫には及びがたき所のある物なれば、たやすく新法を行ふべきにあらず(中略)何事も久しく馴来りたる事は、少々あしき所ありても、世の

注(80) この点に関しては、まとめて書かれているわけではないが、『おたまき』各巻の諸所で常に関心が持たれている。それ等を整理してみると、長島が小田村を中心として、慶長から享保にいたる時期の村落形成の過程を追っていることがわかる。

(81) 『おたまき』巻十、3・32ウ、では高のかぎり以上の課役をかければ土民の愁訴が起ると言っている。一方、田官吏は土民の騒擾を恐れて政策を実行しないことがある点も認識している(『おたまき』巻5、2・1ウー1オ、2・27ウ;別録21・オ)。

(82) 例えば、熊沢蕃山の説を引用し、地方役人への村々からの賄賂を、村が権利を守る手段として積極的に肯定している(『おたまき』巻六、2・46ウ;巻九、3・11ウ)。また寛永年間の検地の際に、田の外見を荒らし、石高を少なくしようとした行為があったことを示し、これを一手段として肯定している(『おたまき』巻十、3・34—35オ)。

(83) 佐倉宗五郎をはじめ、村の權益を守るために強訴等を行った指導者に対しては、しばしば尊敬を払って、その行動を評価している(『おたまき』巻十、3・26オ;3・32オ—36オ)。

(84) 『おたまき』巻十、3・18ウ。また同様の記述は、同上書巻五、2・5ウ。長島は村内在が団結してない時の様子を「アメリカ合衆国」の姿と形容し、その時には村の要求は通らないと述べている。

(85) 頼山陽『日本政記』は長島の愛読書であったとみえ、細かな点では同感をもって引用されている。例えば『おたまき』綱領、1・1ウ。

(86) 本居宣長「秘本玉くしげ」、大野晋・大久保正編『本居宣長全集』巻八、筑摩書房、昭和47年、pp.338-341。

人の安んずるもの也、新に始むる事は、よき所有ても、まづは人の安んぜざる物なれば、なるべきだけは旧きによりて、改めざるが国政の肝要也⁽⁸⁷⁾と宣長はいう。つまり、どのような儒教的・仁政的観点からの施策であれ、領主が現状に手を加えるよりは、現状を放任しておくことが望ましいというのである。宣長において、この論理が、一切を「神の時々の御命^{みこと}」に委ねるという国学哲学から帰結しているものであることは言うまでもない。しかし、それは、作為を否定された領主に代り、放任の下で日々年貢剰余の拡大をもとめて生活する被治者を、歴史を動かす隠れた主体と読み取ることを許す論理でもある。そこには、白石や山陽にはない思想的展開の可能性が秘められていたと言えよう。

ところで、太閤検地による過重な年貢の設定と、それだからこそ治者が現状を放任すべきことを組み合わせた田制史思想は、幕末の藩政改革・再検地の政治状況の下で、さらに明確な政治的思想として展開している。このことは、長島と親交のあった色川三中⁽⁸⁸⁾についての中井信彦氏の研究によりすでに明らかにされているところである。また三中の友人清宮秀堅が三中より聞知した所をもとにして著した『地方新書』も同様な見解を記述している⁽⁸⁹⁾。『地方新書』によれば、文禄検地は大民害であったが、それ以後は検地は名主任せになったことが唯一の上下都合よき点であり、そのために実際には帳面の二・三倍も今は耕地があり、それで世の中が長久に治っている、というのである。

ところで、長島も、時としてこの種の放任農政を望んでいる。長島が、多少余裕のできた零細農家に勤める経営は、税制の不備により生産力の実勢を把握されていない畑方を買求め、そこを多肥料労働集約的に耕作すること⁽⁹⁰⁾である。また、田畑の広狭が水帳と合っていないことから起る税負担の不公平の問題についても、「広きは価たかく、狭きは価やすく売買して土人自ら均田、上ミの制をまたざる世の風となりぬ⁽⁹¹⁾」と、放任の下、田畑の自由取引により自ら「均田」が行なわれていることをもって、ある意味では問題の解決としている。

しかし、長島の農政論の基本は、旧稿にて分析したことも⁽⁹²⁾あるが、この種の放任ではない。それは、個々の農民の耕地の生産力の違いに租税負担をある程度比例するように改め、負担の不公平を是正し、不利な耕地を所持している比較的零細な農民の没落を防ぐというものであった。そして、その目的のかぎり、村方自治による私検地を考え、また公的再検地も容認することになったのである。

しかし、この再検地容認こそがまた、それを契機とした領知権の過剰な拡充への警戒を喚起し、

注(87) 同上書、p. 332.

(88) 前掲、中井信彦「色川三中の香取文書調査について」。

(89) 清宮秀堅「地方新書」、龍本誠一編『日本経済大典』Vol. 46、啓明堂、昭和5年、p. 364.

(90) 前掲「おたきま」別録、3オ。

(91) 同上書巻十、3・47ウー48オ。

(92) 前掲、拙稿。

防禦線として第二節で見たような石高制解釈を長島に思索させる要因ともなった。そこで主張された領知権の限定をはじめとする石高制の当為は、実は現実には既に生産力の発展により済崩的に行なわれていたことであるが、長島はそれを石高制の本来の性格として、従ってまた石高制下の農民の正当な権利として主張しようとしているのである。

こうした土地所持の権利を主張するに当って、田制史とりわけ太閤検地の研究は長島にとって権利根拠を固める非常に重要なものであった。何故なら、太閤検地で成立したものがこそ長島が解釈するような石高制であり、しかも、それは古今不変の自然的秩序を前提としながらも自然そのものではない。村に結集した農民も一半の当事者となって定められた一定の社会的取決め一制一である。さらにまた、この「制」は、日本田制史の歴史的必然として太閤検地の時に成立したものである。文禄の大増税と引換に村々に保障されたものは、このような社会的取決めとしての石高である。したがって再検地に際して犯すべからざるものも、この「石高制」の原則である。長島の田制史・太閤検地研究の目的はこれを証明することであったと考えられるのである。

さて、このような明確な目的をもった歴史研究が持高五十石程度の農民の間にまで普及していたことは、幕末の在の思想形成力の水準を考える際に銘記すべきことである。ただし、そのような状況の中で、長島の事例を見る時には、次の一点には注意しておかなければなるまい。すなわち、宣長の残した論理や三中の主張が、個々の農民に既得の剰余を権利として許すものであったのに対し、長島の場合には「村々の高ハ国家の大宝のき⁽⁹³⁾へめ故、定て後⁽⁹³⁾うこかしかた」い、という村高の不可侵性のレベルで展開されており、個人の石高は、不均の是正のためには侵しうるものと認識されている点である。そこには、近世村落の成立に際し、「村」に結集した農民の力を見、また再検地を容認しても零細農民の没落を阻止しようとし、村落の安定と土地所持の権利意識との調和を模索した村役人としての長島の特色も出ていと言えよう。(60年5月9日)

(経済学部助手)

注(93) 前掲「おたまき」別録，9オ。